

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令要綱

第一 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百条第一項の規定に基づき、放送法施行令（昭和二十五年政令第六百六十三号）、電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）及び電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）について所要の規定の整理等を行うこと。（本則関係）

第二 この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行すること。（附則関係）